

## コーポレート・ガバナンスを考える

近頃、新聞紙上では、東芝の不適切会計処理問題、東洋ゴム工業のデータ改ざん問題といった企業のガバナンスに起因した問題をよく目にします。少し毛色は異なりますが、大塚家具のお家騒動もガバナンスの問題といったところでしょうか。

今回は、「コーポレート・ガバナンス」について少し考えてみたいと思います。

まず、コーポレート・ガバナンスとは、「株主・役員・従業員・取引先・金融機関といった企業を取り巻く利害関係者（ステークホルダー）がバランスよく利益を享受できるように経営をうまくコントロールする仕組み」と言えるでしょう。

5月1日より改正会社法が施行され、上場会社では「監査等委員会設置会社」という新たな機関設計が選択肢として増えています。また、6月1日からは上場会社に対して「コーポレート・ガバナンス・コード」が適用されています。法的強制力はありませんが、株主の権利や取締役会の役割、役員報酬のあり方など、上場会社が守るべき行動規範を規定しています。会社法改正やガバナンス・コードを受けて、今後、様々な組み合わせでコーポレート・ガバナンスの強化・再構築に取り組む企業が増えることかと思えます。

一方、非公開会社、とりわけ多くの中小企業にとって、コーポレート・ガバナンスの問題は無関係なものでしょうか。中小企業では、取締役会は形だけ、監査役も名前だけ、といった会社が多く、コーポレート・ガバナンスなどは二の次三の次というのが実情かと思えます。もちろん、トップの強力なリーダーシップのもと、迅速な意思決定ができることが中小企業の大きな強みであることは間違いありませんが、だからといって、コーポレート・ガバナンスを意識しなくて良いわけではあり

ません。企業の持続的な継続・成長を考えると、その企業に合ったコーポレート・ガバナンスを構築しないと思わぬところで足もとをすくわれかねません。

では、どういったガバナンスが考えられるのでしょうか。

公開会社でない中小企業であれば、会社法上でも比較的自由的な機関設計が可能ですし、上場会社のような機関設計を行うことは現実的ではありません。そこで、まずはステークホルダーに対する情報開示がコーポレート・ガバナンスの第一歩になります。

株主や経営陣だけでなく、従業員、取引先、金融機関などに対して、定量的・定性的な経営情報を積極的に開示することが重要です。全てに同じ情報を開示する必要はありませんが、企業側から積極的な情報開示を行うことで、企業自体の緊張感も高まりますし、ステークホルダーからも積極的な関与が期待できます。そうした好循環を形成することで、組織を活性化することができるでしょう。

もちろん、実効性ある取締役会を開催する、社外役員を招聘し社外の目を入れる、といったことも重要です。ただ、難しく考えず、例えば地域に根差した企業であれば、地域住民を巻き込んだイベントを開催し、企業を理解してもらおう活動も立派なコーポレート・ガバナンスのひとつと言えるかもしれません。

(みらいコンサルティンググループ)

# マイナンバー特集「マイナンバーについて」

## 1.マイナンバーとは

マイナンバーは、住民票を保有する全員（赤ちゃんからお年寄りまで・男女国籍問わず）に一人ひとりの12桁の番号「個人番号」が割り振られ、社会保障、税、災害分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

法人にも13桁の「法人番号」が割り振られ、個人番号と法人番号を合わせた制度全体の総称として「マイナンバー」と一般的に呼ばれています。

マイナンバーの導入にあたっては、情報漏えい等のリスク軽減を目的として、法律の規定に従い、特定個人情報保護評価を実施する必要があります。

## 2.マイナンバーの効果

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果は、大きく三つあげられます。

一つめは、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。（公平・公正な社会の実現）

二つめは、添付書類の削減等、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。（国民の利便性の向上）

三つめは、行政機関や地方公共団体等で、様々な情報の照合、転記、入力等に要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複等の無駄が削減されるようになります。（行政の効率化）

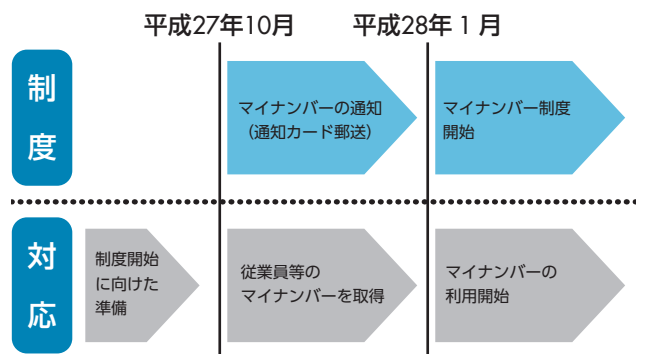
## 3.平成27年10月にマイナンバーが通知

平成27年10月から、住民票に登録されている住所宛にマイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」が郵送されます。原則、番号は一生変更されませんので、大切に保管する必要があります。

## 4.平成28年1月からマイナンバーを利用

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。会社は、従業員からマイナンバーを提示してもらい、各種法定調書や被保険者資格取得届等にマイナンバーを記載して行政機関等に提出する必要があります。（健康保険・厚生年金保険は平成29年1月提出分からを予定）

また、マイナンバー（個人番号）は社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。



## 5.制度開始に向けた準備

まずは、自社におけるマイナンバー導入による影響が及ぶ範囲を把握し、それに対応する組織を洗い出した上で、マイナンバー制度開始までのスケジュールを定める必要があります。

なお、それぞれの事務がシステム化されている場合は、マイナンバーに対応したシステム開発や改修が必要となる場合があります。

### 必要な準備

#### マイナンバーを適正に扱うための社内ルールづくり

（基本方針・取扱い規定の策定）

#### セキュリティ対策

（特定個人情報の安全管理措置の検討）

#### 業務ソフトの見直し

（人事・給与・会計システム等への対応）

#### 社内研修・教育の実施

（マイナンバーを取り扱う従業員への周知徹底）

（社会保険労務士（土浦支部）小林基伸）